

「銃砲刀剣類所持等取締法」について

平成 2 5 年 6 月

警察庁

銃砲の所持許可制度

趣旨

銃砲は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪等に用いられる危険性があることから、一般的にその所持を禁止。しかし、産業、スポーツその他の目的に用いられ、社会的有用性を有する面もあることから、一定の規制の下に置くことを条件として、公安委員会の許可の下に必要な範囲でその所持を容認。

特徴

用途限定

- ・狩猟
- ・有害鳥獣駆除
- ・標的射撃
(試験研究、博物館展示等)

対人対物許可

- ・用途目的に必要とされる以上の威力を持つ銃砲や悪用される危険性の高い銃砲の排除
- ・盗難銃砲による危害の予防
のため、銃砲ごとに許可が必要(一銃一許可)

許可の基準

① 所持許可の基準

- ・人的欠格事由(例:18歳未満、薬物中毒、住居不定、禁錮以上の前科、銃刀・火取法前科、ストーカー等)
- ・銃砲の構造・機能(変装銃砲、機関・銃身部の欠陥等)
- ・銃砲保管設備(堅固な金属製ロッカー等、保管委託も可能)

② 猟銃に係る特例

猟銃については、危険性の大きさに鑑み、①に加え、以下の基準を適用

- ・年齢制限引上げ(昭和41年改正)
- ・前科に係る欠格事由の拡大(昭和55年改正等)
- ・猟銃等講習会(昭和41年改正)
- ・技能検定・射撃教習(昭和53年改正)
- ・技能講習(平成20年改正)
- ・連続自動撃発式・消音器の禁止、口径・銃身長規制

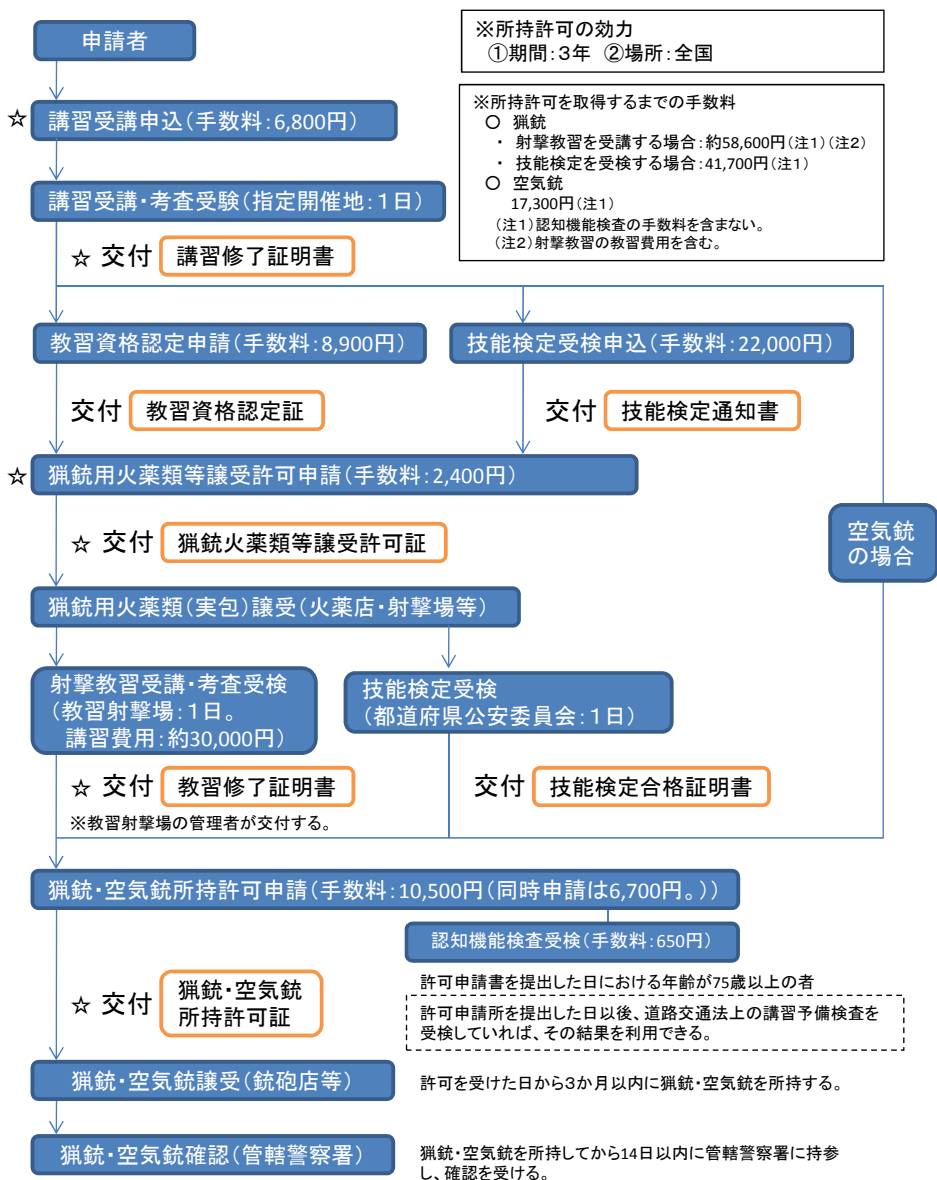
③ ライフル銃に係る特例

ライフル銃については、「威力(殺傷力)が強く」、「命中精度が高く」、「射程距離が長い」ため、①②に加え、以下の基準を適用

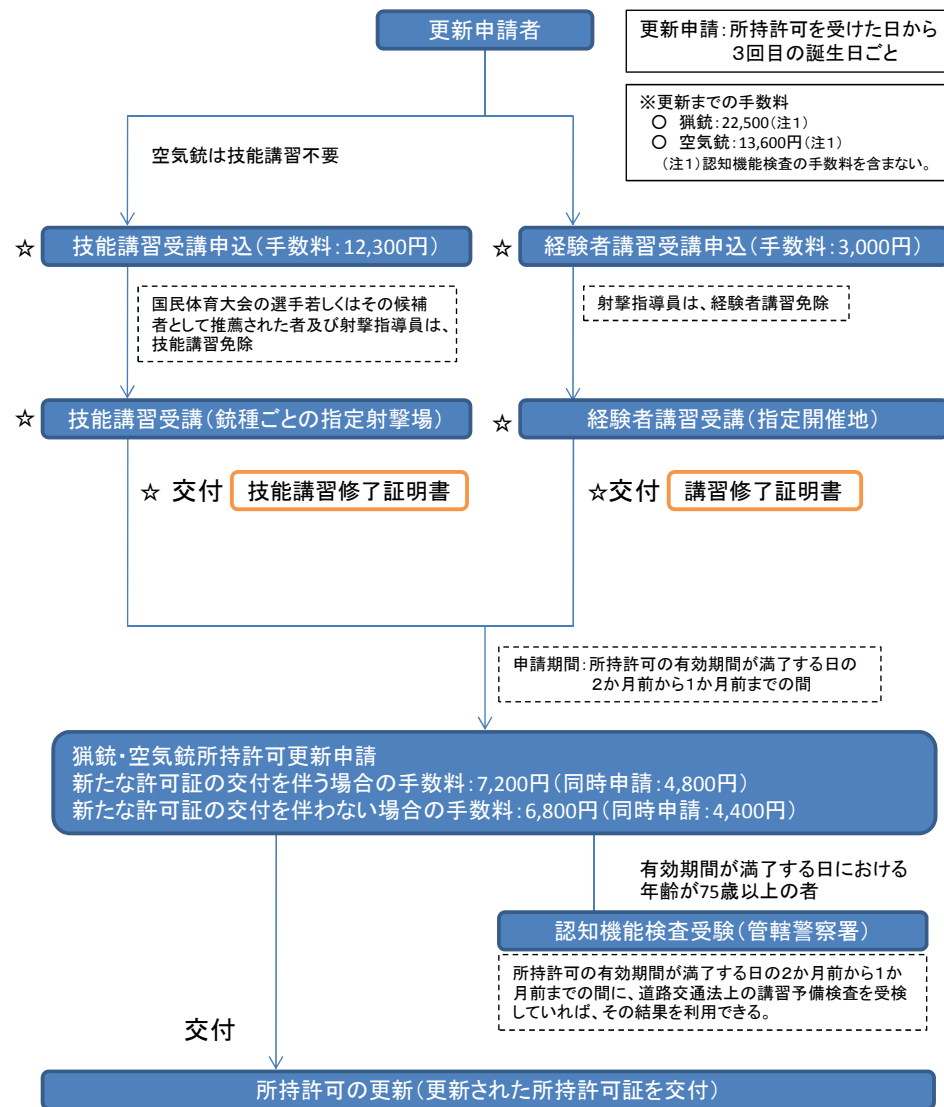
「継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者」(昭和46年改正)

例外: 獣類捕獲を職業とする者、事業被害防止のため獣類捕獲を必要とする者、日体協推薦の競技選手

猟銃・空気銃所持許可の申請手続(初めて所持する場合)



猟銃・空気銃所持許可の申請手続(更新する場合)



☆負担軽減措置(郵送又は代理人による手続、休日開催)を試行中のもの

(参考様式)

事業の被害実態説明書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする事情は、次のとおりであります。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者氏名

印

項目	内容	容
事業名及び規模		
被害の状況		
捕獲しようとする獣類の種類		
被害を防止するためライフル銃による捕獲を必要とする区域		
猟銃所持経歴		
市区町村長等の証明	上記のとおり事実相違ないことを証明します。	長 印

- 注1 被害分布図、捕獲を必要とする区域の見取り図を添付すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。

技 能 講 習 (銃刀法第5条の5)

○ 趣旨

脱包確認や矢先の安全確認等の猟銃の基本的な操作の不遵守や技能の低下に起因するとみられる事故が多発していることから、猟銃の追加の所持許可又は更新の際に、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けることを義務付けるもの

○ 対象者

猟銃の追加の所持許可又は所持許可の更新を受けようとする者

※ただし、国民体育大会に参加する選手や射撃指導員等は免除

鳥獣被害防止特措法により、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員等も免除

○ 講習内容

① 猟銃の操作

- ・猟銃の基本的な取扱い
- ・猟銃の点検
- ・実包の取扱い
- ・射撃の姿勢及び動作

② 猟銃の射撃

○ 講習の修了基準

初心者が受ける技能検定・射撃教習と同レベル

(射撃科目)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・トラップ射撃: 25発中2発 | 修了者平均
(約10発) |
| ・スキート射撃: 25発中3発 | (約12発) |
| ・ライフル射撃: 20発中40点(膝射・大口徑) | (約78点) |

○ 施行日及び経過措置

平成21年12月4日から施行

施行日以後初めての更新・それまでの間の追加の所持許可の際は免除

→ 完全実施は平成24年12月4日

技能講習における「猟銃の射撃」の科目の内容

散弾銃による射撃

散弾銃射撃場において、受講者1人につき25個の標的(クレイ)を1個ずつ放出し、同標的に対する射撃を行うもの。

修了基準

- ・ **トラップ射撃**
25個中2個以上の標的に命中すること(命中率8%以上)。
- ・ **スキート射撃**
25個中3個以上の標的に命中すること(命中率12%以上)。

※ 標的(クレイ)
直径:11センチメートル
高さ:2.65センチメートル



ライフル銃による射撃

ライフル射撃場において、受講者1人につき固定されている標的に対して20発の射撃を行うもの。

① 公称口径22のヘリ打ちのライフル銃による射撃(小口径ライフル)

(修了基準)

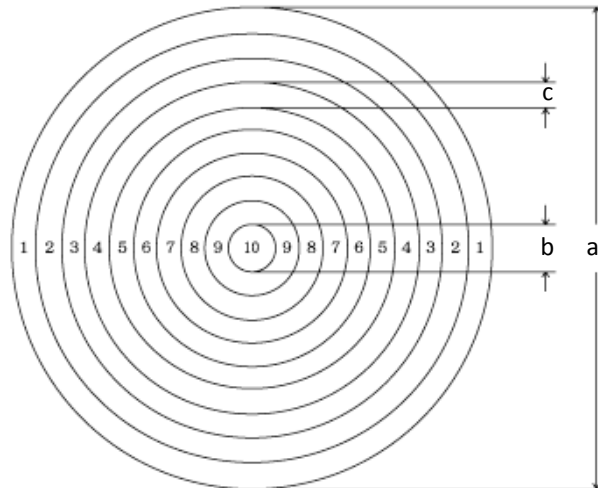
- 射撃回数20発(合計200点)中
- ・立射:50点以上(得点率25%以上)
 - ・膝射:70点以上(得点率35%以上)
 - ・伏射:100点以上(得点率50%以上)

② 散弾銃以外の猟銃であって①以外のもの(大口径ライフル銃等)

(修了基準)

- 射撃回数20発(合計200点)中
- ・立射:25点以上(得点率12.5%以上)
 - ・膝射:40点以上(得点率20%以上)
 - ・伏射:60点以上(得点率30%以上)

標的の形状及び得点圏



a: 標的の直径 b: 10点圏 c: 10点圏を除く各得点圏の幅員

※ 大口径ライフル銃用の標的の大きさ(射距離50メートルの場合)

- ・ 大口径
a: 約16.6センチメートル
b: 約1.6センチメートル
c: 約0.8センチメートル

技能講習の特例について

- 次に掲げる者について、技能講習を免除する。

1 鳥獣被害対策実施隊員(改正鳥獣被害防止特措法附則第3条の施行の日(平成24年9月28日)から、当分の間)

鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの

(内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める要件)

- (1) 許可等申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加した者
- (2) 許可等申請日前3年以内に銃刀法に基づく指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者のいずれにも該当する者

2 その他の捕獲等従事者(改正鳥獣被害防止特措法附則第3条の施行の日から平成26年12月3日までの間)

1以外で、被害防止計画に基づき猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの

(内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める要件)

- (1) 許可等申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けて又は同条第8項の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加した者
- (2) 許可等申請日前3年以内に銃刀法に基づく指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者のいずれにも該当する者

猟銃等による事故等(平成15～24年)

区分		年									
		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
発生 件数	総数	69	57	55	48	55	52	49	35	28	31
	猟場	37	20	26	16	25	26	29	16	20	22
	射撃場	3	0	0	0	4	1	1	2	0	0
	その他	29	37	29	32	26	25	19	17	8	9
死者数(人)		26	37	29	29	27	28	22	19	11	10
事故		5	9	2	6	4	7	8	5	6	3
自殺		21	28	27	23	23	21	14	14	5	7
負傷者数(人)		44	21	27	19	32	24	28	19	17	21

そこに人がいます！！

～ 猟銃による人身事故が連続発生～

狩猟に関係のない一般の方が重傷被害にあった事故現場



被害者：山林内で作業中の男性
被害程度：右腕粉碎骨折
被害者までの距離：約8m



被害者：山林内で作業中の男性
被害程度：右腕粉碎骨折
被害者までの距離：約20m



被害者：登山中の女性
被害程度：両大腿部銃創
被害者までの距離：約20m

いずれの事故も、被害者に取り返しのつかない結果をもたらしています。



あなたは見えますか？



被害者の位置を拡大

実際に猟銃による人身事故が発生した現場で、被害者の位置に人を立たせ、狩猟者から見た状況（距離約20m）を撮影した写真です。

全国で、猟銃による人身事故が多発しています。特に狩猟と関係のない方が、狩猟者の「そこに人はいないだろう。」「このまま撃っても大丈夫だろう。」という安易な考えで発射された銃弾により、今もその被害に苦しんでいます。

S T O P ! 猟銃事故

- ・銃を発射する前に周囲の安全を確認する
- ・常に「獲物ではなく人かもしれない」という最悪の事態を想定して慎重に確認する
- ・バックストップがない場所では発射しない

猟銃所持者数の推移(平成10年以降)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
猟銃所持者数	214,929	208,666	202,389	196,876	190,836	181,795	175,572	170,589	164,894	149,882	144,505	134,513	124,346	115,506	107,112
前年比	-11,757	-6,263	-6,277	-5,513	-6,040	-9,041	-6,223	-4,983	-5,695	-15,012	-5,377	-9,992	-10,167	-8,840	-8,394
割合	-5.2%	-2.9%	-3.0%	-2.7%	-3.1%	-4.7%	-3.4%	-2.8%	-3.3%	-9.1%	-3.6%	-6.9%	-7.6%	-7.1%	-7.3%

平成21.12
技能講習制度施行

経過措置期間
(初回講習免除)

H24.12